

川西市建設工事に係る低入札価格調査の実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川西市が発注する建設工事（建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の請負契約に係る入札をする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある。」と認められる場合の基準及び調査の実施について定めるものとする。

(調査基準価格)

第2条 市長は、入札により建設工事の契約を締結しようとする場合において、必要があると認めるときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）をあらかじめ定めるものとする。

(調査基準価格を設定する建設工事)

第3条 予定価格が1億5千万円以上の建設工事について調査基準価格を設定する。ただし、技術的工夫の余地が小さい工事及び早期発注を要する工事は除くことができる。

2 工事内容により市長が特に認める場合は、前項の規定にかかわらず調査基準価格を設定することができる。

(低入札価格調査)

第4条 市長は、調査基準価格を下回る価格をもって契約の申込みをした者を落札者とすべき事態が生じたときは、当該契約の申込みの価格の内訳等を精査し、その者により当該契約の内容に適合した履行がされるかどうかについて調査（以下「低入札価格調査」という。）し、適当であるかを決定しなければならない。

(調査基準価格の設定)

第5条 低入札価格調査に係る調査基準価格の設定は、その者の申込みに係る価格が予定価格の算出基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額に満たない場合とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項に規定する調査基準価格が、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、それぞれ次に定める額を当該契約における調査基準価格とする。

(1) 予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあつては100分の92を乗じて得た額

(2) 予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあつては100分の75を乗じて得た額

(調査最低基準価格の設定)

第6条 調査基準価格を設定したときは、調査基準価格を下回る額で入札を行った者のう

ち、第4条の調査を行わず、当該入札者を落札者とししないものとする基準の価格（以下「調査最低基準価格」という。）を設定することができるものとする。

2 調査最低基準価格は、契約ごとに定めるものとする。

（入札参加者への周知）

第7条 市長は、調査基準価格を設けたときは、調査基準価格を事前公表するとともに、低入札価格調査の円滑な運用を図るため、入札参加者に次の掲げる事項を周知しなければならない。

- (1) 低入札価格調査に係る調査基準価格があること。
- (2) 調査最低基準価格を設定したときは、調査最低基準価格があること。
- (3) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知があること。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (5) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の調査等に協力すべきこと。
- (6) 調査基準価格を下回った入札を行った者で契約の相手方となったものは、必要に応じて契約の保証の額を契約金額の10分の3以上とする。
- (7) 調査基準価格を下回った入札を行った者で契約の相手方となったものは、専任の主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）の配置が義務付けられている工事においては、専任で配置しなければならない主任技術者等とは別に、同業種にかかる建設業法で規定される主任技術者等を専任で1名現場に配置すべきこと。ただし、第3条第2項の規定による建設工事はこの限りではない。
- (8) 調査基準価格を下回った入札を行った者で契約の相手方となったものは、下請契約金額に関わらず、当該工事を所管する課長（以下「工事所管課長」という。）に対して、契約締結後すみやかに施工体制台帳及び施工体系図の写しを提出しなければならないこと。
- (9) 施工体制台帳には、下請契約書の写しを添付しなければならないこと。
- (10) 契約の相手方は、低入札価格調査時に提出した積算資料と工事完了後の実績を対比するための調査資料を提出しなければならないこと。
- (11) 契約の相手方は、下請代金の支払状況、支払の時期等について、必要があると認めた場合には、調査を受けること。

（入札の執行）

第8条 入札執行者は、入札の結果、第6条の規定による調査最低基準価格に満たない価格により入札した者がいるときは、この者を失格とする。

2 入札執行者は、調査最低基準価格以上で調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいるときは、落札者の決定を保留することを宣言し、低入札価格調査を行った後に落札者を決定し後日通知する旨を告げて入札を終了する。

3 契約検査課長は、前項に該当する者のうち最も低い価格で入札した者を調査対象者と決定するものとする。

4 契約検査課長は、調査対象者を決定したときは、直ちに、工事所管課長に対し低入札価格調査制度による調査の実施に関する通知を行うものとする。

（調査の実施）

第9条 低入札価格調査は、契約検査課長が総括し、工事所管課長がこれを補助するものと

する。

- 2 契約検査課長は、必要があると認めるときは、その他の関係部署に対して低入札価格調査の協力を求めることができる。

(調査事項)

第 10 条 契約検査課長は、低入札価格調査に関して次の事項について、入札者からの事情聴取、関係者への照会等の調査（以下「事情聴取等」という。）を行うものとする。

- (1) 設計図書の内訳に対応した積算内訳
- (2) 当該価格で入札した理由（様式第 1 号）
- (3) 調査対象工事に関連する手持工事の状況（様式第 2 号）
- (4) 調査対象工事に使用する資材調達方法（様式第 3 号）
- (5) 調査対象工事に使用する機材調達方法（様式第 4 号）
- (6) 予定施工体制（様式第 5 号）
- (7) 労務者の配備の見通し（様式第 6 号）
- (8) 建設副産物の搬出先（別記様式第 7 号）
- (9) その他必要と認められる事項

- 2 契約検査課長は、低入札に関する誓約書（様式第 8 号）を提出させるものとする。

(審査)

第 11 条 低入札価格調査及び事情聴取等の結果に基づき調査結果表（様式第 9 号）を作成し、川西市競争入札審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査を行うものとする。

(落札者の決定)

第 12 条 落札者は、前条の審査結果に基づき決定するものとする。

(審査の結果、適合した履行がされると認められる場合の措置)

第 13 条 前条に基づき落札者を決定したときは、速やかに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせるものとする。

(審査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置)

第 14 条 審査の結果、落札者としなない場合に該当すると認めるときは、最低価格入札者を落札者とせずに予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であったときには、同様の手続をとるものとする。

- 2 市長は、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者としなない旨の通知を、次順位者に対しては落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を知らせるものとする。

(施工管理)

第 15 条 第 12 条の規定により、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者を落札者として決定した場合は、工事所管課長は、当該工事の施工管理において、調査内容と施工内容が一致するか随時確認するものとする。

- 2 工事所管課長は、前項の調査により、低入札価格調査時の内容と異なる施工がなされ

たとき又は当該工事が完成したときは、契約検査課長に対し報告するものとする。

(追跡調査の実施)

第16条 契約検査課長は、第12条の規定に基づき契約の相手方となった者については、調査内容と施工内容が一致するか確認するため、追跡調査を実施するものとする。

付 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。